

## ●海軍現役軍人ノ婚姻ニ關スル件

昭和十三年十一月二日  
勅令第七百六號

朕海軍現役軍人ノ婚姻ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、海軍)  
大臣副署

海軍現役軍人婚姻ヲ爲サントスルトキハ親任官及同待遇者ニ在  
リテハ海軍大臣ノ奏請ニ依リ勅許ヲ仰ギ、其ノ他ノ士官及候補  
生ニ在リテハ海軍大臣ノ許可ヲ、特務士官及准士官ニ在リテハ  
在籍鎮守府司令長官ノ許可ヲ受ケ、下士官及兵ニ在リテハ海軍  
大臣ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受クベシ

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年勅令第四百八十三號ハ之ヲ廢止ス